

【別紙】省令別表改正項目案

項番	現行				13-2026版改正案				改正内容	理由
	類	号	商品・役務名	上位概念	類	号	商品・役務名	上位概念		
1	1	十三	塗装用パテ	—	1	(削除)	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、第1類「oil cement [putty]」(塗装用パテ)及び第1類の類見出しから「putties and other paste fillers」(パテ及びその他のペースト充填剤)の削除が決定されたところ、本商品は、第1類に属する商品の例示として適切でないため。
2	3	二	香料	—	3	二	香料(芳香用のものに限る。)	—	表示変更	ニース同盟専門家委員会第34回会合において、「精油」及び香りに関連する商品は、用途別に分類されることが決定されたことから、第3類に属する本商品は「芳香用のものに限る」ことを明示するため。
3	3	二 (五)	精油からなる食品香料	香料	3	(削除)	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第34回会合において、「精油」及び香りに関連する商品は、用途別に分類されることが決定されたため。なお、本表示は、既存の表示である第30類「食品香料」に含まれることとなる。
4	3	四 (六)	練り香	香水類	3	(削除)	(削除)	—	削除	「練り香」とは、「各種の香料を練り合わせたもの。」「広辞苑第七版 株式会社岩波書店」である「練香」と同義であるところ、これは、香の一種の薫物(たきもの)を表す語であり、身体等に付ける「香水類」の下位概念の表示としては適切でないため。
5	9	十五 (一) ハ	高周波マシン	電子応用機械器具	7	十二	高周波マシン	プラスチック加工機械器具	類移行	「高周波マシン」とは、「ビニールなどのプラスチックの布地を、高周波の電流によって部分的に加熱溶解させて接着する機械。」「広辞苑第七版 株式会社岩波書店」であり、専らプラスチックを加工する機械であることから、省令(商標法施行規則)別表中の第七類第十二号に規定されている「プラスチック加工機械器具」に属する商品として例示することがより適切であるため。
6	9	十	眼鏡	—	10	六	眼鏡	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacles/ eyeglasses」(眼鏡)が第10類に移行されたため。
7	9	十 (一)	眼鏡	眼鏡	10	六 (一)	眼鏡	眼鏡	類移行	同上
8	9	十 (一)	コンタクトレンズ	眼鏡	10	六 (一)	コンタクトレンズ	眼鏡	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「contact lenses」(コンタクトレンズ)が第10類に移行されたため。
9	9	十 (一)	サングラス	眼鏡	10	六 (一)	サングラス	眼鏡	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「sunglasses」(サングラス)が第10類に移行されたため。
10	9	十 (一)	鼻眼鏡	眼鏡	10	六 (一)	鼻眼鏡	眼鏡	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「pince-nez」(鼻眼鏡)が第10類に移行されたため。
11	9	十 (一)	普通眼鏡	眼鏡	10	六 (一)	普通眼鏡	眼鏡	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacles/ eyeglasses」(眼鏡)が第10類に移行されたところ、その一種である本商品についても同様の対応が必要となるため。
12	9	十 (二)	眼鏡の部品及び附属品	眼鏡	10	六 (二)	眼鏡の部品及び附属品	眼鏡	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacles/ eyeglasses」(眼鏡)が第10類に移行されたところ、その部品及び附属品である本商品についても同様の対応が必要となるため。
13	9	十 (二)	コンタクトレンズ用容器	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	コンタクトレンズ用容器	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「containers for contact lenses」(コンタクトレンズ用容器)が第10類に移行されたため。
14	9	十 (二)	つる	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	つる	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacles/ eyeglasses」(眼鏡)が第10類に移行されたところ、その部品及び附属品である本商品についても同様の対応が必要となるため。
15	9	十 (二)	鼻眼鏡のマウント	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	鼻眼鏡のマウント	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「pince-nez」(鼻眼鏡)が第10類に移行されたところ、その部品及び附属品である本商品についても同様の対応が必要となるため。
16	9	十 (二)	鼻眼鏡用鎖	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	鼻眼鏡用鎖	眼鏡の部品及び附属品	類移行	同上
17	9	十 (二)	鼻眼鏡用ひも	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	鼻眼鏡用ひも	眼鏡の部品及び附属品	類移行	同上
18	9	十 (二)	眼鏡ケース	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	眼鏡ケース	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacle cases / eyeglass cases」(眼鏡用容器)が第10類に移行されたため。
19	9	十 (二)	レンズ	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	レンズ	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacle lenses / eyeglass lenses」(眼鏡用レンズ)が第10類に移行されたため。
20	9	十 (二)	枠	眼鏡の部品及び附属品	10	六 (二)	枠	眼鏡の部品及び附属品	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacle frames / eyeglass frames」(眼鏡用枠)が第10類に移行されたため。
21	9	十 (二)	眼鏡ふき	眼鏡の部品及び附属品	21	十六	眼鏡ふき	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「spectacle cloths / eyeglass cloths」(眼鏡ふき)が第21類に追加されたため。

【別紙】省令別表改正項目案

項番	現行				13-2026版改正案				改正内容	理由
	類	号	商品・役務名	上位概念	類	号	商品・役務名	上位概念		
22	9	二十一	消火栓	—	11	二十一	消火栓	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「fireplugs」(消火栓)は第11類に分類されることが確認されたため。
23	9	二十一	消防車	—	12	四 (一)	消防車	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「fire engines」(消防車)が第12類に移行されたため。
24	9	二十一	消防艇	—	12	一 (一)	消防艇	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「fire boats」(消防艇)が第12類に移行されたため。
25	12	三 (二)	扉開閉装置	鉄道車両の部品 及び附属品	12	(削除)	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「door engines for railway cars」(鉄道車両用扉開閉装置)は第7類に分類されることが確認されたところ、本商品は、鉄道車両用の扉開閉装置であり、第12類に属する商品の例示として適切でないため。
26	17	十一	接着テープ(医療用、事務用又は家庭用のものを除く。)	—	17	十一	接着テープ(化粧用、医療用、事務用又は家庭用のものを除く。)	—	表示変更	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、第17類の「接着テープ」には「化粧用」のものが含まれないことが決定されたため。
27	18	六 (一)	ビーチパラソル	傘	22	九	ビーチパラソル	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「傘」は、手持式のものが第18類、それ以外のものが第22類に分類されることが決定されたところ、「ビーチパラソル」は手持式ではないことから、第22類に属する商品として例示することがより適切であるため。
28	19	二十	送水管用バルブ(金属製又はプラスチック製のものを除く。)	—	19	(削除)	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、金属製又はプラスチック製以外の「送水管用バルブ」が取引されていないとの理由から、「water-pipe valves, not of metal or plastic」(送水管用バルブ(金属製及びプラスチック製のものを除く。))が削除されたことを踏まえると、本表示を第19類の商品として省令別表に例示しておくことは適当とはいえないため。
29	19	二十一 二十三	—	—	19	二十 二十二	—	—	号ずれ	第十九類 二十 送水管用バルブ(金属製又はプラスチック製のものを除く。) 削除による号ずれ
30	24	(新設)	(新設)	—	24	三	レース生地	—	追加	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「lace fabrics」(レース生地)は第24類に分類されることが決定されたため、第26類に例示していた「編みレース生地」「刺しゅうレース生地」を第24類に移行するとともに、上位概念として本表示を追加する。
31	26	—	編みレース生地	—	24	三	編みレース生地	レース生地	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「lace fabrics」(レース生地)は第24類に分類されることが決定されたため、下位概念である本表示について第24類に移行する。
32	26	—	刺しゅうレース生地	—	24	三	刺しゅうレース生地	レース生地	類移行	同上
33	24	三 十三	—	—	24	四 十四	—	—	号ずれ	第二十四類 三 レース生地 編みレース生地 刺しゅうレース生地 追加による号ずれ
34	26	二 十一	—	—	26	一 十	—	—	号ずれ	第二十六類 一 編みレース生地 刺しゅうレース生地 類移行による号ずれ
35	28	十一	殺虫管	—	21	十四	殺虫管	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「insect killing jars」(殺虫管 / 毒つば)は第21類に分類されることが確認されたため。
36	28	十一	毒つば	—	21	十四	毒つば	—	類移行	同上
37	30	六	食品香料(精油のものを除く。)	—	30	六	食品香料	—	表示変更	ニース同盟専門家委員会第34回会合において、「精油」及び香りに関連する商品は、用途別に分類されることが決定されたところ、第30類の食品香料には「精油」からなる商品が属することとなり、「(精油のものを除く。)」という表示は適切ではないため。
38	39	十一	ガソリンステーション用装置(自動車の修理又は整備用のものを除く。)の貸与	—	37	十	ガソリンステーション用装置(自動車の修理又は整備用のものを除く。)の貸与	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第35回会合において、「rental of fuel dispensing machines」(燃料供給用装置の貸与)は第37類に分類されることが決定されたため、これに関連する本表示について第37類に移行する。
39	41	十六	録音又は録画済み記録媒体の複製	—	40	四	録音又は録画済み記録媒体の複製	—	類移行	著作権法第2条第1項第15号では、「複製」について「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と定めているところ、省令(商標法施行規則)別表中の第四十類第四号に規定されている「映画用フィルムの現像 写真の引き伸ばし 写真のプリント 写真用フィルムの現像」に類似する役務として例示することがより適切であるため。